

国 都 計 第 3 3 号  
令和 5 年 5 月 29 日

都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市  
開発許可担当部長 殿

国土交通省都市局都市計画課長

「開発事業における無電柱化推進のためのガイドライン」について（通知）

平素より開発許可行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただき、感謝いたします。  
平成 28 年 12 月に「無電柱化の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 112 号）が  
施行され、都市計画法第 29 条に規定する許可を受けて行う開発行為等（以下、「開  
発事業」という。）により道路整備が実施される場合には、電柱又は電線を道路上に  
おいて新たに設置しないようにすることとされました。また、令和 2 年 3 月には開  
発事業により新たに設置される道路における無電柱化の取扱いについて整理した  
「無電柱化の推進に関する法律を踏まえた開発許可制度の運用について（技術的助  
言）」を發出し、令和 3 年 5 月には、新たな「無電柱化推進計画」が策定されたと  
ころです。

これらの背景を踏まえ、開発事業における無電柱化の取組を加速化させることを目  
的として、無電柱化に関わる関係者（地方公共団体、開発事業者、電線管理者）の手  
助けとなるよう、無電柱化に係る課題とその解決策に資する情報を整理した「開発事  
業における無電柱化推進のためのガイドライン」を作成いたしましたので、開発許可  
制度における事務処理にあたって参考とされるようお願いいたします。

なお、本ガイドラインの内容については、関係省庁及び関係事業者と調整済みで  
あることを申し添えます。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市町村（政令指定都市、中核市及び  
施行時特例市を除く。）に対して、本通知を周知願います。